

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第12条第1項
処分の概要	占有許可の取消、行為中止命令 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第12条第1項 海岸管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除去、他の施設等により生ずべき海岸の保全上の障害を予防するために必要な施設を設置すること若しくは現状回復を命ずることができる。 一 第7条第1項、第8条第1項又は第8条の2第1項の規定に違反した者 二 第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可に附した条件に違反した者 三 偽りその他不正な手段により第7条第1項又は第8条第1項の規定による許可を受けた者
処分基準	(設定不要)
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号：011-231-4111(内線27-628))
備考	法令の定めに尽くされているため、処分基準は設定しない。